

日本看護系大学協議会

防災マニュアル指針 2025



一般社団法人 日本看護系大学協議会
災害支援対策委員会
(2026年3月)

「防災マニュアル指針 2025」（改訂）の発刊にあたって

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事 堀内 成子

災害支援対策委員会委員長 守田 美奈子

災害支援対策委員会は、看護系教育機関における防災および災害発生時の支援に関する事業を検討することを目的に設置されました。その事業の一つに防災マニュアルの改訂を掲げております。

このたび、2023年に発行した「防災マニュアル指針 2022」を改訂し、「防災マニュアル指針 2025」を作成いたしました。本マニュアル指針は、2011年に発生した東日本大震災を契機に2013年に最初のマニュアル指針が発刊され、今回で4回目の改訂になります。

近年、南海トラフ地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応はもとより、地震や豪雨・豪雪等、局地的な被害をもたらす災害も増えており、その対応も重要となっています。

看護系大学は、学生や教職員の命と健康を守り、教育・研究を維持継続し、地域に貢献するという使命をもっており、そのために災害に対しては迅速で的確な対応が求められています。2023年度に本委員会が実施したアンケートによれば、回答のあった大学の75%は防災マニュアルを整備し、防災訓練を年に1回実施している大学は66%でしたが、BCPの策定は33%となっていました。この段階から進展している会員校も多いと思われませんが、対応課題も残っていると思われま

す。今回の改訂版は、災害発生前後のタイムラインにそった活動がイメージできることを方針として編集を行い、さらに掲載資料は最新版のものに変更しています。各会員校の皆様におかれましては、それぞれ独自の防災・減災、災害時対応の取り組みに少しでも役立てていただければ幸いです。

今後とも、各会員校の皆様の日頃の活動に少しでも寄与できるよう、委員会活動を推進していきたくと思います。

2026年3月

目次

I	作成の目的	1
II	使い方	2
1.	本指針の構成	2
2.	平常時	2
3.	緊急時（災害発生時）	3
4.	日本看護系大学協議会の連携活動	3
III	平常時の体制	4
1.	地域防災計画に基づく防災対応計画	4
1)	地震等被害想定 の把握	4
2)	防災対応計画の立案	5
2.	備蓄	9
1)	備蓄品	9
2)	備蓄および運用に関する具体事例	12
3.	防災・減災教育	13
1)	目的	13
2)	方法・内容	13
4.	防災訓練	14
1)	災害の種類と被害想定	14
2)	訓練の種類と内容	15
3)	備蓄品や設備の確認（防災訓練時の点検・整備）	17
IV	発災時の対応	18
1.	タイムラインに沿った発災後の対応のイメージ	18
2.	災害時の組織体制づくり	18
1)	職員の参集	18
2)	災害対策本部の設置	18
3)	災害対応拠点および統括者の設置	19
4)	指揮命令系統および手段の明確化	19
5)	災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点	19
6)	災害対策本部，災害対応拠点の整備	19
3.	被災後の対応	21
1)	建物・機器類の損壊，機能状況の確認と対応	21
2)	安否の確認	22
3)	大学からの情報配信・情報共有の方法	24
4)	被災者（学生・教職員）への大学としての対応	24
4.	大学・看護の社会的役割	26
1)	公的機関としての大学の役割	26

2) 看護系大学としての社会的役割.....	27
V 日本看護系大学協議会が行う災害支援.....	28
1. これまでの経緯：大学間連携における相互支援.....	28
2. 平常時の準備体制.....	29
1) 日本看護系大学協議会の災害支援の基本方針.....	29
2) 各看護系大学が行う災害準備への支援.....	29
3. 発災時の対応.....	31
1) 被害状況の把握の方法.....	31

I 作成の目的

【対象としている災害】

大学が遭遇する可能性がある災害には、地震・気象・土石流などの自然災害に留まらず、火災・学内外行事中の事故、事件に巻き込まれるなど、人命にかかわることから、情報漏洩・サイバー攻撃など多岐にわたり、本来それらすべてに危機管理マニュアルが必要である。

本防災マニュアル指針では、特に最近各地で頻発し、被害が甚大で影響が長期間にわたる地震災害を中心にとりあげている。

【作成の経緯】

東日本大震災後、一般社団法人日本看護系大学協議会（JANPU）に災害支援対策委員会が発足した。平成 24（2012）年度に会員校を対象として防災体制の実態に関する調査を実施し、平成 25（2013）年度にはその調査をもとに、「一般社団法人日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」を作成。その後、具体的なハザードマップの例やその情報のとり方、防災訓練の実例、災害時の組織体制の例などを追加した「防災マニュアル指針 2015」が作成された。

平成 28（2016）年 4 月には熊本地震が発生し、被災した複数の看護系大学では、看護学実習をはじめとする授業への影響と対応が課題になった。そこで熊本地震における被災地域の大学の聞き取り調査とアンケートを行い、この結果をふまえて「防災マニュアル指針 2017」を作成した。その後も、前期の災害支援対策委員会（片田範子委員長）のもとで、2～5 年ごとの見直しを行い、防災マニュアル指針の改編が行われ、「防災マニュアル指針 2022」まで発行してきた。以前の情報や事例が残る過去のマニュアル指針についても、引き続き JANPU のホームページよりダウンロードできるので、ご参照されたい。

このたびは、2024 年 1 月に発生した能登半島地震の際に JANPU に寄せられた声などを参考に、次の「II. 使い方」の項を新設し、各大学の準備状況や災害発生の時期に応じても、必要な情報がすぐに参照できるよう改訂を行った。

また 2020 年から 5 年間続けてきた、各都道府県ごとの大学間連携、ブロック活動についても整備されてきたので、大学間連携やブロック活動マニュアルとしてもまとめた。

以上のように本マニュアル指針では、主に近年発生頻度の高い地震・気象災害といった広域自然災害を中心として、各大学が以下のマニュアル作成を推進するための指針となることを目的として作成している。

- ・各大学が日頃から行うべき災害への備えについて
- ・実際に災害が発生した後、教育や研究活動を復旧・継続するための対処の具体と、地域で担うべき看護系大学の役割遂行について
- ・一般社団法人日本看護系大学協議会が構築してきた大学間連携活動とその推進について

Ⅱ 使い方

1. 本指針の構成

今回の改訂では、看護系大学としての災害に対する様々な備えについて、以下のように項立ての見直しを行った。

- 本マニュアル指針の概観：
 - Ⅱ. 使い方：本指針の目的や大まかな構造、各章の使い方について概観した。

- 災害に対する学内の備えと対処の実際：
 - Ⅲ. 平常時の体制：特に、地震・降雨災害など、大型自然災害を中心に、日ごろから大学全体や看護系学部／学科として備えておくべき備蓄、整備しておくべきマニュアル、実施しておくべき訓練、あるいは知っておくべき関係機関などについてまとめた。
 - Ⅳ. 発災時の対応：実際に自然災害（地震）が発生した際の、初動から時間を追って行うべき、対処や対応についてまとめた。

- 日本看護系大学協議会の連携活動の意義と方法：
 - Ⅴ. 日本看護系大学協議会が行う災害支援：日本看護系大学協議会がこれまで構築してきた大学間連携活動について、仕組みの全容を説明し、実際に当番校や連携委員になった際の活動方法について、また実際に災害が発生した際の情報集約の方法などについてまとめた。

2. 平常時

平時からの備えについては、「Ⅲ 平常時の体制」P4～17に収載した。次の「Ⅳ 発災時の対応」ともあわせてみていただくことで、災害が発生した場合に備えて、対応すべきことや事前の備えについて、日ごろから対策・見直しができるよう記載している。新設校や総合大学の中でも看護独自の対策が検討できるよう、BCPや発災後の時間軸に沿った災害対策の内容について説明した。

BCM（Business Continuity Management：事業継続マネジメント）の考え方では、災害発生後をイメージして初めて実効性の高いBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）が策定できるといわれている。特に地震発生後の時間軸に沿った災害対策の作成については、次の「Ⅳ 発災時の対応」を先に参照しながら、災害発生後の自施設の被災想定や初動時の状況をイメージしておく、より実際に即した備えや災害対策マニュアルの作成につながる。

3. 緊急時（災害発生時）

大きな災害（地震）が生じた場合に、すぐに見て参考にできるよう、タイムラインに沿った緊急時の対応について、「Ⅳ 発災時の対応」P18～27に収載した。災害発生直後から、時間軸に沿って行うべきこと、またBCPに基づいて大学全体の対応に合わせて実施すべきことを説明したほか、看護系大学として対応が迫られることが予測される事項などについて説明した。

本章は災害が発生した際に参照するだけでなく、平時からも本章を参照しながら自施設や近隣地域の被災状況、教職員個々が自らの動きをイメージしておくことで、災害発生後、よりスムーズに初動対応を行うことにつながることを意図している。

4. 日本看護系大学協議会の連携活動

日本看護系大学協議会独自の活動として、日ごろから近隣の看護系大学と顔の見える関係づくりを行うとともに、発災時にも様々な情報収集や相互の支援、また災害復旧に向けた地域間の広域支援を行うことなどを目的に、平時からのネットワーク活動を構築してきた。「Ⅴ 日本看護系大学協議会が行う災害支援」P28～35には、その活動全体の説明と、ブロックごとのメンバー校、当番校の役割と活動方法について説明している。

Ⅲ 平常時の体制

1. 地域防災計画に基づく防災対応計画

1) 地震等被害想定の把握

(1) 地域防災計画等による被害想定 of 把握

大学（キャンパス）所在地の自治体による地域防災計画に基づき、想定される地震、風水害等の規模および被害状況を把握し、それらを踏まえたうえで大学の防災対応計画を立案する。

地域の避難所等（一時避難場所、広域避難場所、指定避難場所、福祉避難所等）の指定状況も把握すると、教育・研究機関としての大学の使命のほか、その地域において災害発生時に大学が期待されている役割についても明らかとなる場合がある。

附属病院を併設している大学においては、自治体が示している災害時医療救護計画についても把握し、それらの役割を踏まえつつ大学と、その中での看護系学部・学科の防災対応計画を立案する。

(2) 過去の災害履歴の把握

大学（キャンパス）所在地および周辺地域において、過去にどのような地震、風水害等の災害が発生し、どのような被害があったのかについても把握したり、国や地方自治体が提供している情報（ハザードマップなど）を参照することを通して、日ごろから教職員・学生とも、危機感を共有しておくことが重要である。

参考) ハザードマップと防災マップ

ハザードマップは水防法に定められ、市町村が浸水想定区域等について住民等に周知するため作成しなければならないとされています。国土交通省の『ハザードマップポータルサイト』の『わがまちハザードマップ』では、全国の市区町村にリンクがはられ、洪水、土砂災害、高潮、津波、さらには内水、ため池、火山、地震防災・危険度などのハザードマップが検索できます。また同サイト内『重ねるハザードマップ』では、防災に役立つ様々なリスクを1つの地図上に重ねて表示できるサービスも提供されています。

一方防災マップは、昭和63（1988）年から当時の国土庁が行った「防災マップ作成モデル事業」に端を発し、住民の生命・身体・財産等を災害から守るため、国土と災害、防災に関する情報を正しくわかりやすくマップにあらわしたものです。被害想定だけでなく、避難経路や避難所を掲載するなど、リスクから身を守る情報も表示されています。

参考：国土交通省『ハザードマップポータルサイト』<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

内閣府『防災情報のページ』防災マップ<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousaimap/index.html>

2) 防災対応計画の立案

(1) 大学の危機管理：災害想定，被害想定

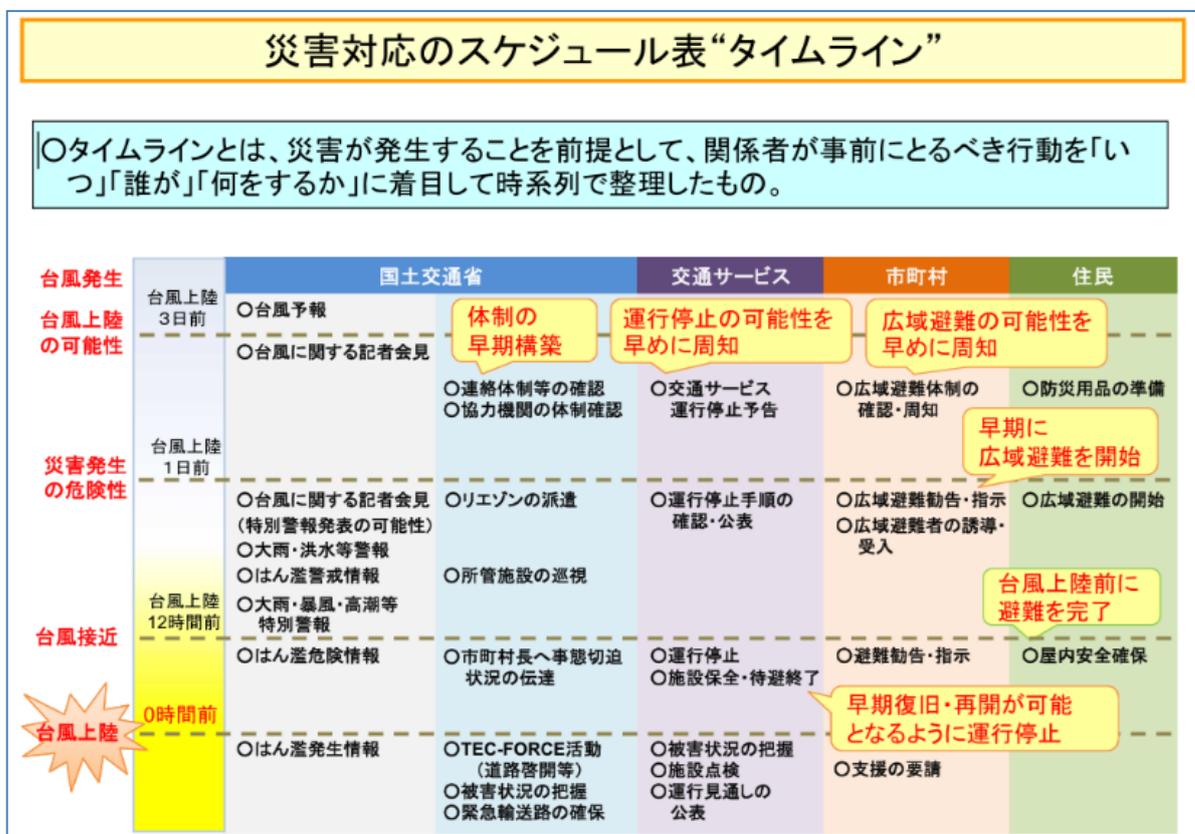
近隣地域の地震等被害想定に基づき，大学においてもどのような被害が想定されるか，様々な可能性について想定を行い，対応を検討しておく必要がある。

キャンパスを複数持つ大学の場合，特に本部キャンパスとは別キャンパスに所在している場合は，独自に周辺地域を含めた災害想定を行い，対応を検討しておく必要がある。

大学の敷地内における被害想定だけでなく，学生・教職員が居住する地域の災害想定，大学までの交通機関や道路に関する災害想定，その他，実習施設やその周辺に関する災害想定についても把握し，対応を検討しておく必要がある。

(2) タイムライン：時間経過を意識した対策検討

近年，気象予報は精度をあげ，台風の上陸などについては数日～1 週間程度前から進路やピークの時間帯などが予測されている。それに伴い，時間を逆算して早めの事前避難が指示されるなど，自治体の情報発信が行われている。大学においても休講措置や行事の中止・延期などは，早めに意思決定を行えるよう，対策のタイムライン作成が必要である。



出典：国土交通省ホームページ タイムライン
参考資料 災害対応のスケジュール表“タイムライン”

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/create.html>

一方、地震や線状降水帯の発生などの場合は、まだまだ災害発生予測が不可能であり、災害が起こった瞬間から、迅速な対応を行うためのタイムラインを意識したマニュアル作成が必須である。実際の災害発生を想定しながらマニュアルを作成し、さらに発災を想定した訓練を繰り返して実施することを通して、体制を構築しておく。

地震発生の場合、まず「各自が揺れから身の安全を守ること」「津波等からの早期避難の実現」「災害対策本部の立ち上げ」「学生・教職員の安否確認」「情報収集を行い、当面の方針について意思決定する」ことが最優先される。地震発生後のタイムラインについては、「IV 発災時の対応」を参照。

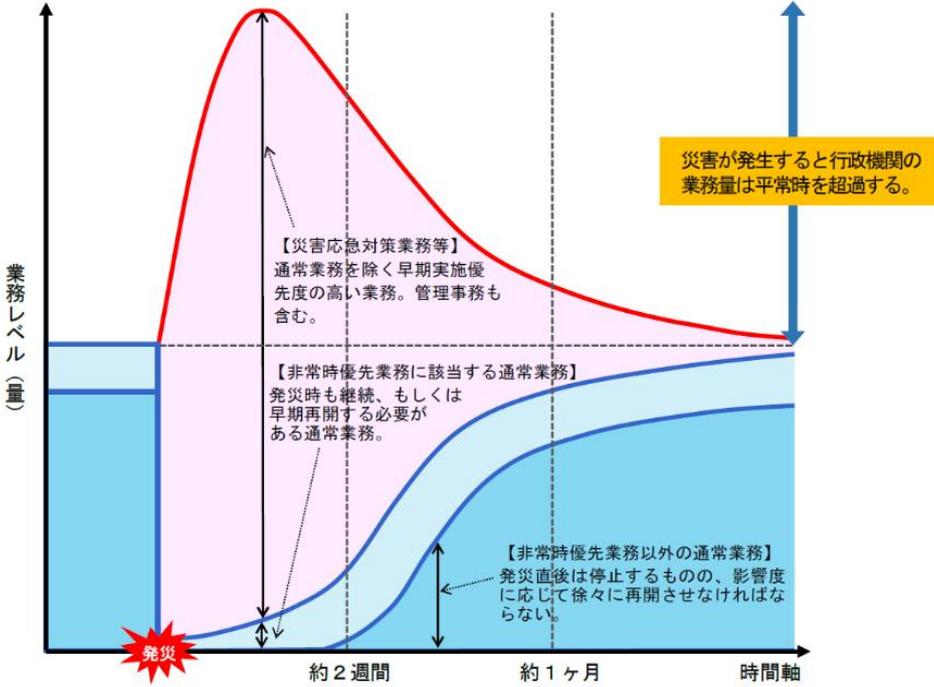
当面の方針決定の際に重要となるのが、次に説明する事業継続計画（BCP）である。

（3）事業継続計画（BCP）の立案

事業継続計画とは、「非常時優先業務を決定するとともに、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保・配分や、このための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講ずることにより、危機的事象が発生した場合でも適切に業務を行うことを目的とした計画である*」とされている。

BCP を作成することにより、「業務の中断をもたらす可能性がある様々な発生事象（原因事象）により、各組織の業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源（一略一）の供給減少や、災害応急対策業務等の増加（図表1-2）といった制約が生じた状況（結果事象）において、その業務資源の確保（結果事象への対策）を図ることにより、非常時優先業務を継続、又は早期復旧すること*」ができる。

図表 1-2 災害発生後の業務量



* 出展：内閣府 ○中央省庁業務継続ガイドライン第3版（首都直下地震対策）（令和4年4月策定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyomukeizoku/pdf/gyoumu_guide_honbun220401.pdf

大学においても上記の(1)(2)を踏まえたBCPを作成しておく必要があるが、非常時に大学全体で優先的に対策されるべき業務と、看護系大学(学部・学科)ならではの優先業務があることを考える必要がある。

①大学として最優先されるべき事項とは

BCPを作成する際に重要なことは、災害発生時に再開が最優先されるべき業務が何かを特定することである。大学における通常業務では、「教育の継続」「行事の実施」「研究継続」が優先業務といわれており、これらに先駆けて「発生した危機に対する初動対応」が、最優先に求められる。

最優先の「発生した危機に対する初動対応」とは、まず学内の学生・教職員・来訪者の安全確保と、安否確認、被害状況の把握、情報収集、当面の方針決定など、災害対策本部を立ち上げて行う対応のことである。災害の状況により、通常業務である「教育(講義・演習・実習など)の継続」が可能か、いつからどのように再開できるか、決定・対応する必要がある。

また「入学式・卒業式、選抜試験などの行事」をどうするか。そして大学の使命である「研究活動」の再開には、専門性によって「社会貢献活動」も含まれる場合がある。

このような大学全体の業務継続計画は、事務方を中心に作成され、大学全体の中枢機関で承認・決定され、事務局・教員全員に周知されるものである。

②看護系大学(学部・学科)独自のBCPの必要性

一方、看護系学部・学科の場合、全学で共通している「発生した危機に対する初動対応」・「教育継続」と、大学のBCPとしては4つめといわれる「社会貢献活動」において特殊性があり、独自のBCPを想定しておく必要がある。

「発生した危機に対する初動対応」では学外で臨地実習を行っていることに伴う独自の連絡方法や安否確認方法確立の必要性がある。また「教育継続」については、国家試験受験資格が得られる臨地実習時間の確保などの課題があげられる。

「社会貢献活動」については、看護有資格者による実習施設(病院・保健所等)の業務継続支援や、大学自体が近隣からの避難者を受け入れる場合、教職員・学生を含めて、傷病者対応・健康管理の支援が求められる可能性がある。その他、自治体から福祉避難所対応などを依頼されている場合は、その対応についても対応計画を作成しておく必要がある。

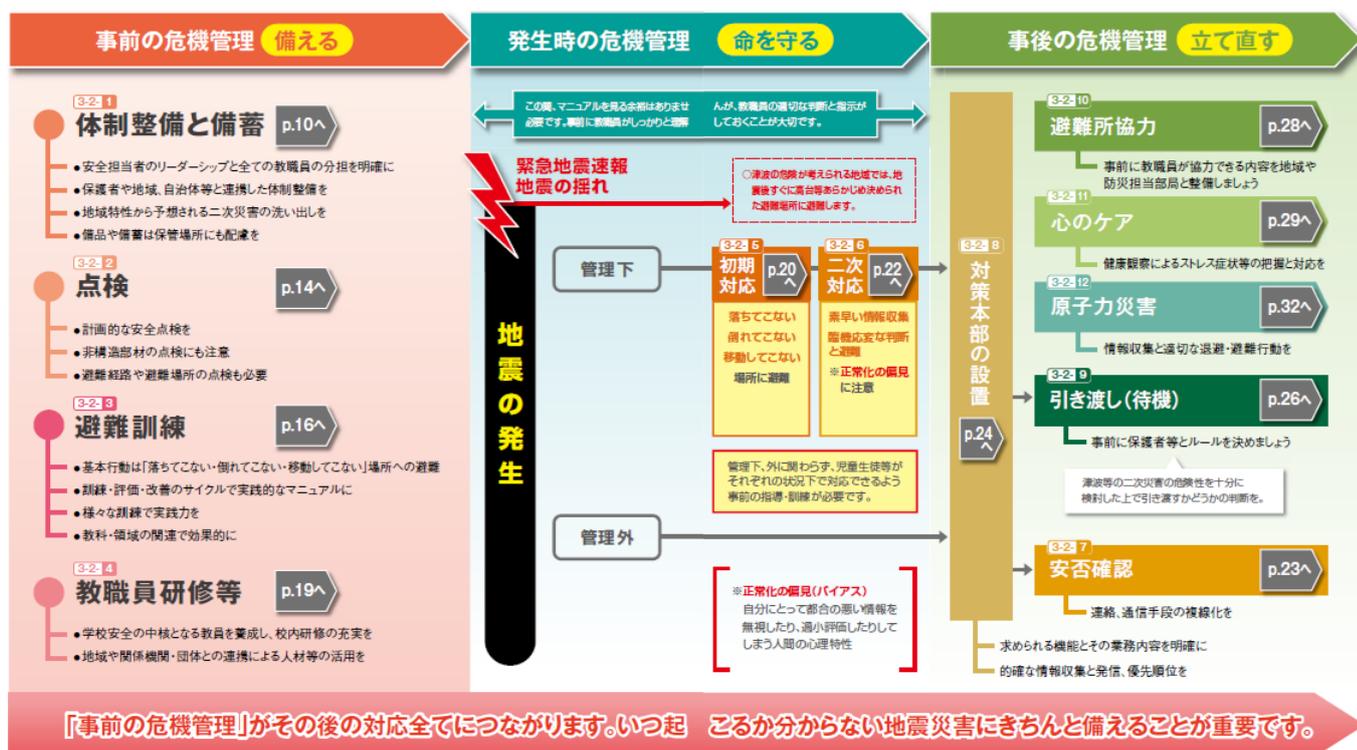
(4) 防災マニュアルの周知と活用

以上のような災害時の対応計画は防災マニュアルとして整備し、大学の危機管理等マニュアル、ガイドライン、学内規定等にあらかじめ定めておく。これらの内容については、大学ホームページの

掲載場所を明示するなど、学生・教職員にも広く周知し、実際にその記載内容を確認する機会を持つことが望ましい。

作成時の工夫としては、地震のように突発的に発生する災害の防災マニュアルは、災害発生後に必要となる対応を常に念頭に置きつつ、平時からの備えに活用できるようフローチャートを明示し、災害対策本部立ち上げなどについてはアクションカードの作成、また学生・教職員の安全確保や初動活動に関する内容は携帯ポケットガイドなどを別途作成し、非常時にすぐに活用できるようにしておく。

3-1 学校における地震防災のフローチャート



出典：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf

2. 備蓄

備蓄に対する考え方

看護系大学は災害に備え、自助の考え方に基づく備蓄について検討、整備し、充実させる必要がある。具体的には次の内容について検討し、備えることを推奨する。なお、備蓄とは「災害に備えて、蓄えておくことおよび物」とする。

- ①備蓄は各大学の規模、地域性、予測される災害、期待される役割、環境・気象条件、その他を考慮し検討する必要がある。
- ②災害時に看護系大学として果たすべき役割や地域の期待について、次の例を挙げる。
例：福祉避難所の指定を受けている
地域の避難所指定を受けている
避難所などの指定は受けていないが、大学周辺の事情を考慮した備えがある
地域住民の非公式的な避難場所（鉄筋の建物が大学のみ等）である など
- ③備蓄について検討する際は、同時に人・物の管理・運用を検討する。
備蓄品の耐用年数切れや物品を死蔵させることのないよう、運用も併せて検討する。
具体的には後述する。
- ④備蓄には予算の確保が必要である。予算化へ向けた活動を毎年行う。

1) 備蓄品

備蓄品・数は、大学規模、地域性（都市部、中山間部、寒冷地等）、地域における役割などの特徴を考慮し、検討する。同時に備蓄品を保管する倉庫・物品庫の設置場所を設ける必要がある。

- 備蓄倉庫・物品庫は、教職員・学生がわかりやすい場所に設ける。
- 予測される災害に依じて、適切な場所を確保する。例として、水害による浸水が予測される場合は1階や地下ではなく2階以上に設置する、または分散備蓄を行う。
- 備蓄倉庫・物品庫は表示・案内版などで明記する。
- 防災訓練時等には、チェックリスト項目に備蓄倉庫・物品庫・案内板を設け確認する。

(1) 大学としての備蓄品

主な災害用の備蓄品・設備として、飲料水・食料、トイレ対策用品、救出・救助用具、避難・誘導用具、通信機材、救急用品などがある。2023年度に実施した「災害の備えに関するアンケート調

査」では、回答のあった82.7%の大学で備蓄をしていたが、物品数の基準がある大学は約半数であった。備蓄品の数量は、全教職員数や想定される帰宅困難者数等の対象者の数と、日数(1~3日分)から算出している大学があり、大学の特徴(規模、立地、地域における役割等)を考慮して備蓄品・設備の種類、数について検討することが必要である。

また、看護系学部には教育用設備や教材としてベッド・毛布・リネン類やマスク・手袋等の感染対策物品、ガーゼ等の衛生物品が常時設置されている。災害用備蓄として別に備えるのか、災害時の使用を想定して管理するのか等、対策マニュアルやBCPにおいて対応を決めておくことよいであろう。

「災害時に使用可」である場合は、そのことを組織内で共有するとともに、「実習室・保管戸棚」等に明記しておくことを推奨する。

(参考) 内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」(2024年7月改定)では、救命・救助活動等の応急活動に支障をきたさないよう、一斉帰宅抑制の基本原則から企業等における施設内待機のために3日分の水・食料等の備蓄に努めることが明記されている。

○主な災害用備蓄品と設備

1	飲料水・食料	長期保存水、アルファ化米やビスケット・缶詰等の災害用非常備蓄食 など
2	トイレ対策用品	簡易トイレ、マンホールトイレ、ポリ袋・便袋・紙おむつ・バケツ など
3	救出・救助用具	ヘルメット、軍手、長靴、ハンマー、工具セット、スコップ、担架、簡易ストレッチャー(台車・リヤカー等)、車椅子 など
4	避難・誘導用具	ハンドマイク、メガホン、拡声器 など
5	電源・照明・通信機材	電池、ソーラーパネル、発電機、ラジオ付きライト(手動)、LEDライト、トランシーバー など
6	毛布・防寒類	保温シート、アルミ製ブランケット、毛布 など *寒冷地: 使い捨てカイロ類、防寒着
7	救急用品・感染対策	応急・救急セット、マスク各種、手袋、エプロン・ガウン、アルコール消毒剤、三角巾、ガーゼ、家庭用常備薬・薬品 など
8	自炊・炊き出し用品 日用品	携帯式カセットコンロ、鍋、薬缶、調理用具(ディスポ製品)、スプーン・フォーク(ディスポ製品)、食品用ラップ、アルミホイール、レジ袋、バケツ、新聞紙 など
9	その他	下着、生理用品、ウエットティッシュ など

(2) 学生一人ひとりの備蓄品（推奨）

- 学生自身が自助として災害に備え、備蓄しておくことを指導する。
物品の備蓄に限らず、居住地周辺のハザードマップや避難経路・避難場所の確認、安否報告の必要性についても指導する。備蓄品は、自宅と学内での保管、防災ポーチの携帯がある。自宅には3日分、学内には1日分の飲料水・食料、常備薬、衛生用品（生理用品を含む）などを保管するとよい（分散備蓄）。防災ポーチには、ホイッスルやモバイルバッテリー、携帯食、常備薬、マスク等を入れておき、避難所や自宅までの移動を想定して備えておくことよい。
- 学生への指導は、入学時オリエンテーション、実習オリエンテーション、防災訓練などで行うだけでなく、大学ホームページや学生便覧等への掲載、防災マニュアルの配布などがある。

(3) 看護教員一人ひとりの備蓄品

- 3～7日分の飲料水・食料等を自宅に確保しておく。
- 帰宅困難時（施設内待機）にも対応できるよう、学内にも2～3日程度の備蓄品を保管しておくことよい。

(4) 備蓄品の内容（参考）

学生、教職員一人ひとりが自助として準備する備蓄品の例を示す。水は、飲料水と調理用水として1人1日あたり3リットル程度必要とされている。非常食には長期保存用のアルファ化米や乾パン等があるが、自宅に保管するものは普段、食べ慣れているものを多めに買って常にストックし、古いものから食べてなくなり次第、随時補給するローリングストック法が推奨されている。

自宅（3日分） *可能であれば 7日分	飲料水（1日3リットル×3日）、食料品（ローリングストック法を推奨）、衛生用品（マスク・アルコールシート・生理用ナプキン等）、モバイルバッテリー、簡易トイレ、常備薬、懐中電灯、ラジオ、下着、タオル、アルミブランケットなど（カセットコンロ、ボンベがあると調理に活用できる）
学内（1日分） *ロッカーなどに保管	飲料水、食料品（非常食・チョコレート・ビスケット等）、衛生用品（マスク・アルコールシート・生理用ナプキン等）、モバイルバッテリー、簡易トイレ、常備薬、下着、歯ブラシ、アルミブランケットなど
防災ポーチ	携帯食（チョコレート・ビスケット・飴等）、ホイッスル、モバイルバッテリー、常備薬、マスクなど

2) 備蓄および運用に関する具体事例

(1) 備蓄の飲料水・食料は「消費期限」があることを認識し、運用管理に当たる。

災害用非常食の消費期限は、5年程度のものが多いが、10～25年の長期保存が可能な備蓄食も販売されている。しかし、準備したことで安心して点検を怠ってしまうと、消費期限が過ぎていくことに気づかないこともある。準備した備蓄品を死蔵させないためにも、備蓄品の管理・運用の担当者を定め、1年に1回、防災訓練などの機会に点検することが重要である。運用管理の方法として例を示す。

- ・消費期限の近づいた飲料水・非常食を学生に配布し、配布した分を補充する。
- ・防災訓練時に飲料水・非常食を紹介し、消費期限の近づいたものを参加者で試食する。
- ・カセットコンロ、調理用具等を炊き出し訓練などで使用し、使用方法の確認を行い、使用した分を補充する。

(2) 学生一人ひとりへの備蓄に関する普及啓発を行う。

大学が在籍している学生・教職員全員のための備蓄を行うことは、現実的ではない。災害対策基本法では、住民は自ら災害に備えるための手段を講じ、防災に寄与するよう努めることが明記されている。大学の構成員一人ひとりの自助に対する意識を高めることで、大学としての対策を強化することができる。

上記(1)のように防災訓練時の取り組みによって防災意識を高める他、各大学の取り組みについて紹介する。学生に備蓄品を配布するためには、保護者会・同窓会等と相談・検討する方法がある。

- ・入学時オリエンテーションで備蓄品の購入を案内している。
- ・入学時に防災グッズを配布している。
- ・災害対策マニュアルを配布し、更衣室内にも個人備蓄についてのポスターを掲示してロッカーへの備蓄を推進している。
- ・学内の防災掲示板に備蓄品について常時掲示している。

(3) 自治体等との連携

自治体などから大学を「備蓄品」の保管場所とする依頼があり、保管場所となった場合には、飲料水・食料・赤ちゃんミルクなどの管理方法を定めておくことが重要である。管理がなされず、いざ、災害時に使用する段階で「消費・使用期限切れ」の事態を招いた事例もある。「保管場所」と指定された際は、管理方法を明確にしなければならない。

3. 防災・減災教育

1) 目的

- (1) 災害や災害対策に関する意識を高める。
- (2) 災害時に、自ら考えて判断し、行動するための知識と技術を習得する。

2) 方法・内容

(1) 安否確認に関する備え

①学生

学生においては日常的に自身の体調管理を心がけるとともに、不測の事態に見舞われた際には必ず大学に安否等の報告を行う。海外研修等、学外での学習時には特に留意する。そのためには、日頃より、学生間および教職員との緊急連絡体制を築いておくことが望ましい。また、防災訓練等を活用して定期的に確認・理解する。

②教職員

教職員においても、学生と同様、日常的に学生や教職員間の緊急連絡体制について検討し、自身の体調管理に心がけるとともに不測の事態に対する報告・連絡・相談について取り決めておく。また、防災訓練等を活用して定期的に確認・理解する。

(2) 災害、防災・減災に関する基本的知識と技術の習得

①大学が立地する地域における過去の災害履歴（地質的・歴史的背景等を含む）

- ・過去や現在の地図を用いて、地域アセスメントを実施するなどが有効である。
- ・大学の所在地域の災害や災害対策に関する状況を把握する。
- ・地区踏査や自治体のハザードマップ等を参考に、防災マップ等を作成する。

②学生、教職員の防災訓練・安否確認訓練への参加を推奨

③大学における災害時の危機管理体制

- ・初動対応、初動体制の確認
- ・災害対策本部の設置と役割の明確化（大学と地域、関係諸機関との連携を含む）
- ・防災体制の問題点の抽出、防災体制における対応行動の会得

(防災委員会の設置, 教職員の役割内容確認, 火元責任者等の役割確認)

- 緊急時連絡体制 (関係諸機関, 大学内各部署間, 教職員間等) の確立
- 緊急地震速報の活用
- 備蓄品や避難生活の必需品準備
- 二次災害防止に向けた対策と訓練の実施
- 学生, 教職員の学内避難と帰宅困難時における大学の対応確認
- 避難所・避難スペース (帰宅困難, 地域住民の避難等) としての大学の役割の確認

④一次救命処置 (BLS) ・ 応急手当方法 (市民レベルは習得が望ましい)

⑤トリアージ・搬送方法・救護方法等

⑥その他, 各大学の特色に応じて内容を工夫する

(3) 災害学生ボランティアの育成

看護系大学において災害学生ボランティアを育成することは, 卒業後も災害時に対応できる医療者の育成につながる。

- 災害学生ボランティアの育成は, 教員や職員等が支援をしながら取り組む。担当する部署としては, 学生支援課, 学生サポートセンター, 学生部, 地域連携センター, 災害対策プロジェクト, 学生ボランティア支援室などがある。
- 附属病院を有する大学と連携する医療保健施設の災害対策マニュアルには, 災害学生ボランティアを組み込むことも検討する。これにより訓練などに参加できるようになり, 平時から災害時に活動できるよう学生と教職員の意識を高めることにつながる。
- 被災地に災害学生ボランティアを派遣する場合, 事前準備として, ①オリエンテーション・ガイダンス・説明を行う, 資料を用いてボランティア活動に関する情報提供を行う, ②事前の研修・教育を行う, ③ボランティア保険に加入するなどがある。大学によっては, 学生が主体的に被災地の情報収集や勉強会を実施し, 準備する場合もある。

4. 防災訓練

防災訓練は防災・減災教育の重要な機会である。

1) 災害の種類と被害想定

「3. 防災・減災教育」を踏まえて、各大学の特色を踏まえた災害事象を想定した具体的なシミュレーション(災害の種類、被害想定、安否確認、授業再開までのスケジュールリング等含む)を作成し、防災訓練計画を立案する。ただし、想定はあくまでも想定である。想定を信じ込まないことが想定外に対応できる判断力・行動力につながる。

＜災害の種類と被害想定内容の参考例＞

【災害の種類】地震、津波、水害、火災、放射線被曝など

【被害想定】火災、地震の規模、震度、揺れの長さ、耐震化や備品等固定の状況を踏まえる、ガラス飛散、建物の損壊・倒壊、落下物、負傷者、ライフライン、避難困難、交通機関、津波、河川の堤防決壊、被害なし

2) 訓練の種類と内容

(1) 安否確認訓練

安否確認訓練は、緊急連絡体制の定期的な見直し・確認の機会となるため、各大学の状況を踏まえて現実的な訓練となるように年間計画をして、定期的実施する。また、講義・演習・実習・海外研修等といった授業の種類に対応した具体的な安否確認方法について検討しておく。

＜安否確認訓練に含める内容の参考例＞

学生点呼訓練、安否確認システムの訓練、未避難者の有無の確認をいかにスムーズに行えるか、学生と教職員の返信率(返信時間含む)の確認、教員間の連絡体制の確認、緊急連絡網の確認

(2) 情報伝達訓練

安否確認訓練と同様、情報伝達訓練は関係機関との連携や連絡方法等の確認の機会となる。各大学の状況を踏まえて現実的な訓練となるように実施する。

＜情報伝達訓練に含める内容の参考例＞

非常放送の実施、被害状況の確認・報告、緊急ネットワークの使用、関係機関への報告、通報訓練、災害対策本部と各部署との連絡手段の確認、緊急時連絡訓練、緊急連絡網の確認、トランシーバー等の無線機器を用いた機器の操作の実施(会話のルールとマナーを学ぶ)

(3) 避難訓練

防災マップ、ハザードマップ等を踏まえ、各大学の特色に応じた避難訓練を実施する。

＜避難訓練に含める内容の参考例＞

①避難に関する意識の向上と適切な行動に向けて

- ・避難時の心得習得（自己・他者の安全確保）
- ・避難経路や避難方法，避難場所の確認
- ・避難行動の分析
- ・震災発生直後からの数日後の帰宅誘導までの防災行動の把握

②災害の種類と被害想定を踏まえた避難訓練

- ・夜間・昼間を想定，地震，津波，水害，火災を想定
- ・エレベーターの閉じ込め事故

③避難訓練の対象者

- ・全学一斉，または学部（学科）ごと
- ・教職員：施設内の自衛消防組織
- ・学生：新入生，学年別，講義中の指導教員による学生の避難誘導等
- ・学生・教職員・地域住民対象の学外指定地域への避難訓練

（４）消火訓練

例）初期消火，消火器の使用方法を確認，消火設備の使用方法の習得，消防隊と協力した訓練，煙体験

（５）大学の状況によって以下の訓練を検討する

①避難所・避難スペース設置訓練（帰宅困難，地域住民の避難等）

例）地域住民が着の身着のまま避難してきている想定

避難所等（一時避難場所，広域避難場所，収容避難場所，福祉避難所）の指定状況も考慮して，地域住民と協働した避難所等の設置・運営訓練の企画・実施をする。また，避難所等の指定状況により，行政とも協働した避難所等の設置・運営訓練の企画・実施をする。

②救護訓練（一次救命処置，応急手当，トリアージ，搬送等）

例）災害時救護活動の基礎的能力の理解，地震の発生から負傷者の救護までの総合的な訓練，救護活動訓練，一次救命処置（BLS）訓練，搬送法訓練，移送に介助が必要な人がいるという想定，トリアージ訓練（災害基幹病院との合同で行う例もみられる），トリアージモデル経験

3) 備蓄品や設備の確認（防災訓練時の点検・整備）

例) 避難設備, AED や避難器具の使用の確認・実施, 学内所有の備品周知, 新規採用職員を対象とした防災設備等のオリエンテーション

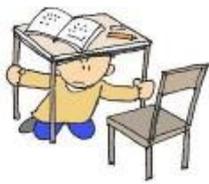
参考

【令和4(2022)年度 三重大学全学津波避難訓練】

- 1) 時間 2時間
- 2) 目的 津波避難動作の練度維持
- 3) 対象 学生, 教職員
- 4) 訓練内容
 - ①地震・津波発生時の対応 / シェイクアウト! / 垂直避難 / 搜索・救助
 - ②情報整理
 - ③ANPIC(安否確認システム)操作

津波避難訓練の行動(イメージ)

1 地震だ!



2 対策本部は計画を元に対応だ!



3 津波だ! 避難するぞ!



4 逃げられない仲間はいないか? 管理施設を搜索!



5 指定建屋に避難せよ!



6 津波が来るまでに助け出せ!



7 收容して待機だ!



8 救護所で治療だ!



IV 発災時の対応

1. タイムラインに沿った発災後の対応のイメージ

地震が発生した場合、まず「揺れから身を守る」「津波から避難する」などの安全確保を行うなど、発災後の時間経過を意識した迅速な対応が迫られる（P20 参照）。平時の災害対応計画はあくまで目安として、実際に発生した地震の規模や被災状況に即して、タイムラインを修正しながら対応を行う。

2. 災害時の組織体制づくり

災害発生時に、迅速かつ適切な対応を組織的に行うために、災害時の組織体制を明確にしておく必要がある。組織体制は、大学本部のほか、キャンパス、学部、学科（専攻）、講座ごとに明確にしておく。

以下に、職員の参集、災害対策本部の設置、災害対応拠点および統括者の設置、指揮命令系統および手段の明確化、災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点、災害対策本部、災害対応拠点の整備の点から述べる。

1) 職員の参集

災害発生の前駆段階および災害発生時における教職員の参集基準を明確にしておく。

2) 災害対策本部の設置

発災時における災害対策本部（設置場所）および組織の設置基準を明確にしておく。

＜各大学が定めている基準の参考例＞

例 1 地震の場合：「震度 4」以下の場合、事前配備（待機）、「震度 5 弱」以上の場合、災害対策

例 2 震度 6 弱以上の地震発生時には各キャンパスに徒歩圏内（半径 2 km 以内）に住む職員は家族、家屋の安全確認後、速やかに出勤する

例 3 全職員は震度 6 弱以上の地震発生時に参集（本部は震度 5 強以上、指定職員は震度 5 弱以上）

例 4 大学所在地で震度 5 強以上の地震、それに類する災害発生時に教職員全員の出勤を原則

3) 災害対応拠点および統括者の設置

キャンパス、学部、学科（専攻）、講座ごとに、拠点および統括者を明確にしておく。

＜参考例＞

拠点の本部長は学部長，副本部長は大学事務部副本長（大学本部の非常時参集要員を兼ねる），自衛消防隊長は学生委員長，本部要員は各教授，総務課長，学務課長，総務課参事，学務課

4) 指揮命令系統および手段の明確化

大学本部，キャンパス，学部（研究科），学科・専攻，講座の各拠点への命令・報告のラインおよび命令・報告の手段を明確にしておく。

5) 災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点

キャンパス，学部，学科（専攻），講座ごとに教職員の役割（活動）を明確にしておく。

＜各大学が定めている基準の参考例＞

- 例 1 大学本部および各部局に，本部長，本部員（副本部長，本部長補佐・情報集約担当員，連絡担当員），災害支援班（渉外広報班，避難住民対策班，物資対策班，学生・職員対応班，施設対策班，救護衛生対策班）を設置
- 例 2 大学本部の組織編成とは別に，各部局では，対策室設置班，通報連絡班，被害状況確認班，職員対応班，学生対応班，研修生対応班，施設対応班，救護衛生班を編成
- 例 3 指示部門（本部長，指揮総括責任者）と実働部門（避難誘導班，情報収集班，自衛消防班，応急救護班・衛生管理班，非常持ち出し班，ボランティア班，給食班・帰宅困難者支援班）で組織
- 例 4 災害対策本部，救護班，学生の安否確認班，避難誘導班，応急復旧班，安全点検・消火班を設置
- 例 5 隊長・副隊長の下，指揮係，通報連絡係，避難誘導係，消火係，搬出係を配置
- 例 6 防火防災管理委員会により，通報連絡班，避難誘導班，安全防護班，応急救護班を編成

6) 災害対策本部，災害対応拠点の整備

災害対策本部，災害対応拠点に整備すべき設備・備品，システムを明確にし，整備しておく。災害対策本部は多くの場合，事務方を中心に立ち上げられるが，学部・学科がサテライトキャンパスにある場合や，早朝・夜間など人員がそろっていない場合は教員も協力する必要がある。

＜災害対策本部における備品の参考例＞

無線機（据え置き・携帯），電話機（複合機），テレビ，ラジオ，パソコン，プリンター，ホワイトボード，地図（施設図面，構内，大学周辺等），筆記用具，模造紙（ライティングシート），電卓，マニュアル，名簿（学生・教職員・研修生），腕章，ヘルメット，防寒着，投光器，コードリール，懐中電灯，拡声器，プラカード，カメラ，救護用品等

タイムラインに沿った、地震発生後の大学全体と看護系学部・学科独自の対応例

タイムライン	大学全体	担当部署・担当者	看護系学部/学科	担当部署・担当者
発災	安全確保	全員	安全確保	全員
発災直後	周囲の確認 ・負傷者・火災発生 ・危険箇所の有無 初期消火 避難行動(一時避難)	学内自主防災組織	学部内危険箇所の確認 ・実習室・実験室等	最寄り研究室の教員,演習担当教員等
30分以内	災害対策本部設置 ・在校者確認 ・不明者・傷病者	学長・総務課 ・状況報告は全員 ・学生の情報集約は学生課集約 ・教職員・来訪者は総務課集約	学内滞在教員把握, 意志決定メンバーの確定 傷病者の対応	学部/学科長又は代行者(代表は災対本部に詰める可能性あり),教授 医師,急性期領域
1時間以内	情報収集開始 ・建物被害確認 ・安否確認システムの稼働 ・災害情報の把握 ・二次避難の決定	建物: 総務課 人: 学生 学生課 教職員 総務課	学外実習状況一覧の整理 ・場所,施設名,担当者,学生数 ・実習先情報収集 ・災対本部に報告	臨床実習委員会
6時間以内	情報の集約と精査 休講措置,行事対応,等に関する当面の意志決定とそれまでの業務分担 関係機関との連絡	災対本部	実習先での対応検討 ・帰宅の意志決定 ・帰宅困難者対応 実習施設等被害状況把握	意志決定メンバー 情報収集は手分けして行う ・学生に係る情報収集: 学年担当 ・学外施設: 日頃交流がある教員
24時間以内	第1回方針決定 休講期間決定,その間の対策・暫定対応部署の組織化 ・学生教職員安否確認の継続 ・学生・教職員対応 ・学舎の復旧 学舎内避難者との協議(指定避難所の場合は避難者との運営協議)	災対本部 総務+学生課+教員 学生: 学生課・教員 教職員: 総務課 総務課 窓口: 総務課	学内対応と社会貢献の役割分担 ・学内対応 学生支援, 講義再開準備, 被災教員対応, 避難者健康管理 ・対外対応 実習施設, 専門職団体等支援準備,	学内にいる教員全員, 実習施設内にいる指導中の教員
72時間以内	第2回方針見直し会議の実施	災対本部	学内対応と対外支援開始検討	

3. 被災後の対応

1) 建物・機器類の損壊、機能状況の確認と対応

(1) 被災後の大学構内全体の確認と対応

あらかじめ決められた方法に従って、敷地内および建物全体の安全性やインフラ、危険物リストの対象物について、系統的に確認と対応を行う。

①構内を巡視し、障害物の有無や危険箇所の確認を行い、安全な避難経路を確保する。必要に応じて片付けと危険箇所への立ち入り禁止措置等の安全対策を講じる。

例) 地割、地面の液状化現象、電柱や樹木等の倒壊、建物の倒壊、構内の橋梁の損壊、建物内の壁や柱の損壊、窓の損壊とガラスの散乱、水道設備の損壊・漏水、電気設備の損壊・停電・漏電、室内の棚・机・椅子の倒壊、IT 機器類の損壊・漏電、危険物の漏出

②浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃と防疫薬剤の散布など、衛生管理に必要な措置を講じる。

③電気、ガス、水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。電気系統に浸水被害がある場合には専門業者による点検で安全を確認するまでは、通電、作動を行わないように注意する。ガス、水道も配管の漏れ点検調査後に使用する。

④重油、灯油や薬品など危険物の漏れ出しがないか確認する。危険物リストにある薬品等については入念に確認する。

⑤施設に異常が認められる場合には、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う。

⑥被害状況の確認・対応にあたっては、担当者の安全を確保するために、長袖の上着と厚手のゴム手袋の着用、落下物に備えてのヘルメットの装着、足元の安全のための安全靴の使用などを遵守する。

(2) 看護学演習室の確認と対応

看護学教育の演習室について、(1)の項目に合わせた細部の確認・対応を行う。

①について：演習室内の壁・柱の倒壊、窓の損壊とガラスの散乱、備品等の倒壊の状況を確認する。棚上の物品の落下、棚内のガラス製品の破損についても確認する。演習室等に設置・保管・管理している医療機器類の安全性の確認も行う。

④について：演習室内の危険物リストの薬品等の漏出がないか確認する。漏出等があった場合は、適切な方法で処理する。

2) 安否の確認

(1) 学内（授業中・授業以外）の場合

①学生（学部生・大学院生）

<地震等が発生した場合の避難>

- ・授業を受けている学生：自分の身の安全を確保し、授業担当教員の指示に従って避難に備える。安全な避難経路が確認できたら、授業担当教員の指示に従い、指定の避難場所に避難する。
- ・大学構内にいる学生：自分の身の安全を確保し、大学の指示に従って避難に備える。安全な避難経路が確認できたら、大学の指示に従い、指定の避難場所へ避難する。
- ・避難時はエレベーターを使用せず、周囲にいる人と協力し声をかけながら避難する。
- ・避難した場所において、身の安全を確保できた後は、大学の指示に従って行動する。

<安否報告>

- ・学内指定避難場所に避難した後、自分の安否について教職員等に報告する。また、被災状況により教職員による安否確認ができない場合は、避難が終了し、身の安全を確保した後に、事前に大学から示されている通信手段、または利用可能な通信手段を利用して自分の安否について報告する。
- ・大学からの安否確認一斉メールを受信した後は、必ず返信して自分の状況を速やかに伝える。

②教職員

<避難誘導>

- ・教職員は地震等が発生した場合、自分の身の安全を確保し、速やかに火器類の安全措置を講じ、避難に備える。
- ・授業中に災害対策本部から避難指示があった場合、または避難が必要と判断した場合、授業を中断し学生を学内の指定避難場所に避難誘導する。また、図書館や食堂など大学構内にいる学生や外来者にも指定の避難場所に避難するよう誘導する。

<安否確認>

- ・学生を指定避難場所に誘導した後、学生の安否を確認する。

<参考例>

- ・学生同士によるグループ点呼
- ・授業出席確認システムの災害時安否確認への転用
- ・災害用伝言ダイヤル等の周知徹底（学年ごとのオリエンテーション時）と活用
- ・大学独自の安否確認システムの導入と活用
- ・学生連絡網の作成と活用

(2) 学外（実習中）の場合

①学生（学部生・大学院生）

<避難>

- ・実習オリエンテーション時に、実習施設・病棟等の避難場所を確認する。
- ・学生は地震等が発生した場合、自分の身の安全を確保した後、教員、または実習施設の指示に従って避難に備える。
- ・避難する場合は、教員もしくは実習施設の指示に従い、自分の身の安全を確保しながら避難する。
- ・避難した後は、教員、もしくは実習施設の指示に従って行動する。

<安否報告>

- ・教員、実習施設の責任者に報告し指示に従う。
- ・実習施設に教員が不在の場合、学生自ら担当教員に速やかに連絡を取る。
- ・大学からの安否確認一斉メールを受信した後は、必ず返信して自分の状況を速やかに伝える。

②教職員

<避難誘導>

- ・実習要項に危機発生時の対応フローチャートを記載し、熟知しておく。
- ・実習施設の指示に従う。事前に各施設と対応を協議しておくことが望ましい。

<安否確認>

- ・担当教員が同行していれば、担当教員が学生の安否確認をし、大学に報告する。
- ・教員が同行していない場合は、学生が実習担当領域等の緊急連絡先に連絡する。
- ・電話やメールによる安否の確認など、利用可能な手段で速やかに安否を確認する。

(3) 自宅または国内の外出先の場合（安否確認・安否報告）

①学生（学部生・大学院生）

- ・可能な伝達手段で大学に安否を報告する。
- ・事前に作成されたグループごとの連絡網に従って、安否確認を行う。
- ・災害用伝言ダイヤル等で安否を報告する。
- ・大学からの安否確認一斉メールを受信した後は、必ず返信して自分の状況を速やかに伝える。

②教職員

- ・可能な伝達手段で大学に安否を報告する。
- ・事前に作成されたグループごとの連絡網にしたがって、安否確認を行う。
- ・災害用伝言ダイヤル等で安否を報告する。

- ・大学からの安否確認一斉メールを受信した後は、必ず返信して自分の状況を速やかに伝える。

3) 大学からの情報配信・情報共有の方法

大学からのメールやホームページによる情報発信は、安否報告を求める内容や授業に関する情報提供を中心として行う。

- ・大学の担当者から全学生・教職員へ、登録されたメールアドレスに安否確認メールを配信する。
- ・大学ホームページに連絡事項を掲載、ホームページへの書き込み等を行う。
- ・大学防災センター等からの館内放送により、学内の学生・教職員への情報発信を行う。
- ・上記のほかにも、マスコミ報道、その他の方法を活用し、情報を発信する。

4) 被災者（学生・教職員）への大学としての対応

(1) 初期の対応

① 応急救護の対応

<学内の場合>

- ・建物は安全か、火災は起きていないか、周囲に負傷者がいないかを確認し、負傷者がいる場合は救助を行う。単独での救護が困難な場合には、周囲に協力を求める。
- ・自分が負傷した場合、大きな声を出し、助けを求める。

<学外の場合>

- ・周囲は安全か、火災は起きていないか、負傷者がいないかを確認する。
- ・負傷者等がいる場合は、可能なら応急処置をする。必要時、周囲の協力を求める。
- ・交通機関が非常停止した場合は、乗務員の案内をよく聞き、安全を確保しながら、指示に従い行動する。

② 帰宅困難時の対応

- ・大学施設が使用できる場合は、学内に避難する。
- ・学内の施設の利用については、大学の取り決めに従う。
- ・実習室のベッド等が開放可能な場合は開放する。また、備蓄している食料・飲料水・毛布などを提供する。
- ・大学施設が被災し使用不可能な場合は、自治体の避難所に避難する。
- ・交通機関の復旧状況を確認し、安全に帰宅できる場合は帰宅する。
- ・滞在可能施設誘導後の学生の安否情報を確認・調査する。

- ・学生の安否確認・照会等の対応窓口を設置する。
- ・帰宅困難者滞在可能施設における学生の生活指導を行う。
- ・学生関係諸行事の実施についての連絡調整とその結果を学生等へ通報する。
- ・学生の課外活動やボランティア活動を把握し指導する。

* 大学は被災者に対応することを想定して地域防災計画に基づき、備えることが望ましい。

③授業再開に向けた対策

- ・図書館や教室の提供などの具体的な支援について、日頃からネットワークを活用した学内外との連携体制をつくり、非常勤講師などの協力体制について話し合っておく。大学間連携における相互支援を活用する（後述）。
 - ・被災状況に応じた応急教育に係る計画を策定するとともに対策を実施する（「緊急時の授業の取扱いに係る内規」「緊急時の臨地実習の休講に関する細則」等に従う）。
 - ・学内施設の安全、ライフライン・衛生環境の状況を確認し、危険個所の修復に努めるとともに、学生・教職員への通知を行う。
 - ・学生の教科書や学用品等の滅失および破損状況を把握し、不足教科書等の確保に努める。
 - ・教材機器、演習に必要な物品・備品などの滅失・破損状況を把握し、文部科学省に相談し、整備に努める。
 - ・教職員の被災が著しく、人材が不足する場合は、事前の提携大学あるいは隣県の大学に協力要請する（大学間連携における相互支援）。
 - ・施設・設備などの被害が著しい場合は仮設校舎の建設等を検討する。
 - ・実習先の被害が著しい場合や実習の受け入れが困難な場合は、被害が少ない県内の病院・施設あるいは隣県へ協力要請する。
 - ・授業の再開、補講、学業成績の認定方法（例：レポート提出）等について文部科学省に相談し、学内での連絡調整を行う。
 - ・授業再開のスケジュール等について、教員と学生へ伝達周知する。
- ※被災後の授業再開や学業成績の認定方法、教材・演習用品等の破損等についての文部科学省相談窓口：高等教育局医学教育課看護教育係、「実習変更申請」

（２）中長期の被災学生への対応

①被災状況調査

- ・被災地に居住する学生に、通信手段の状況に応じて、電話またはメール等で安否確認を実施する。また、個別な被災状況についても確認する。

②経済的支援

- ・給付金や奨学金に関する情報提供を行う。
- ・入学金、授業料の免除などに関する情報提供を行う。

- ・実家が被災した学生は通常枠以外で授業料を免除するなどの対応をとる場合もあるため、大学側と連携して対応する。

③教育環境の整備

- ・学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。

④心のケア

- ・大学の保健センターや学生相談室、スクールカウンセラー、必要に応じて学外の相談機関等を紹介し、心のケアを行う。
- ・心のケアを必要とする学生の問題や課題は、学生の権利と個人情報を保護し、倫理的な配慮を行なったうえで、教員間で情報を共有し、複数体制で支援することが望ましい。

4. 大学・看護の社会的役割

1) 公的機関としての大学の役割

大学の BCP は、前述のとおり「教育の継続」「行事の実施」「研究継続」が優先業務となる。しかし自然災害の場合、地域の中にある堅牢な建物という点において、平時より行政機関から委託を受けて、「一般避難所」として指定を受けている大学もある。またそのような指定を受けていなくても、近隣の地域住民からは「より安全を確保できる場所として」の避難場所機能も期待される可能性がある。この点において、平時から行政機関との連絡調整や役割分担を明確にしておくことは言うに及ばず、近隣住民との話し合いや近隣の本来の一般避難所等との話し合いが必須となる。

一方では、実際に災害が発生すると、近隣住民のみならず、近隣道路を通行／走行中の一般市民が避難してくるという「想定外」についても「想定」しておくべきである。

上記 BCP 以前の発災直後の「安全確保」は、学内の学生・教職員にとどまらず、すべての命に必要とされる最優先事項である。日中・夜間を問わず、あるいは大津波警報発令中は一般避難者の受け入れも安全に行う必要がある。一般避難者の受け入れ場所を定め、実際の避難者について情報収集を行い、事態が落ち着いたら、直ちに本来の避難場所に移動できるよう準備を進める人員が必要である。

またそもそも一般避難所としての指定を受けている場合は、避難者とともに一般避難所の運営をサポートしたり、大学側との連携をはかる担当者を配置する。

2) 看護系大学としての社会的役割

看護系大学としても、まずは学生・教職員の安全確保と、学部・学科のBCPは「教育の継続」である。この教育継続を検討するためにも、実習施設を中心とした、関係の保健・医療・福祉機関の被災状況の把握を行う必要がある。

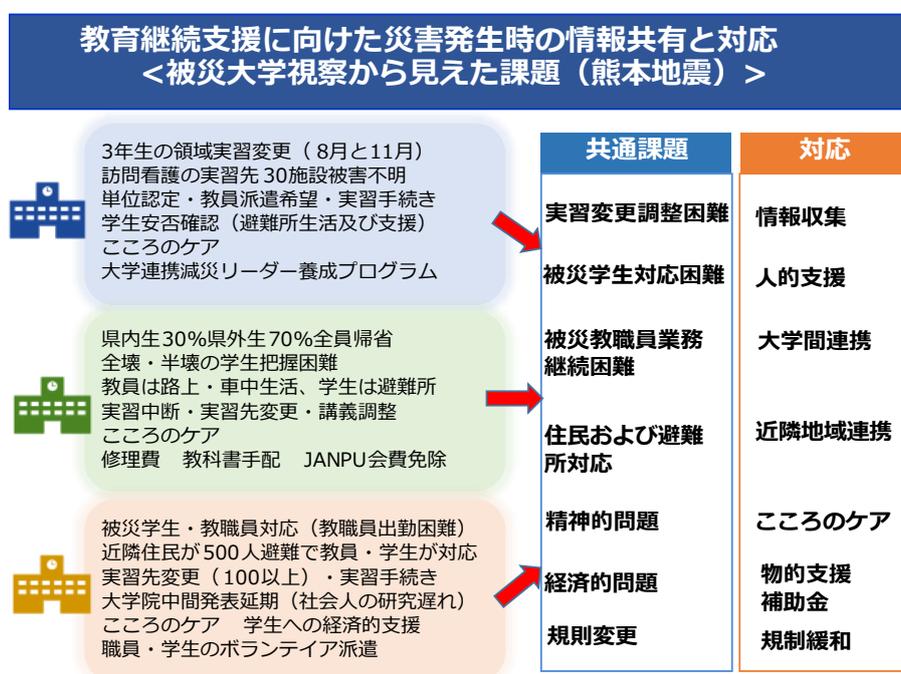
この情報収集を行うことを通して、地域全体の医療供給の現状やケアに係る専門職スタッフの供給不足などについても現状がみえてくる場合がある。被災地に最も近い看護系大学として、このような地域の健康危機に対して、少しでも多くの、より適切な支援に結び付けられるよう、情報発信することが重要な役割となる。

自施設だけで行う支援活動には大きな限界がある。何より自施設も一日も早く復旧するためにも、このような「受援」のための「情報発信」について対応することが最も重要である。このような情報発信の受け皿として、日本看護系大学協議会の災害ネットワークが機能することが期待される。

V 日本看護系大学協議会が行う災害支援

1. これまでの経緯：大学間連携における相互支援

本協議会において大学間連携における相互支援の発端は、2011年の東日本大震災に遡る。この災害を契機に災害支援対策委員会が設置され、臨時委員会を経て、2014年度に常設委員会へと移行した。東日本大震災の甚大な被害を受け、本協議会の理事メンバーが被災地の各大学に連絡を取り状況把握に努めたことが、この委員会の設置へと繋がっている。組織として明確な委員会活動が始まったのは東日本大震災以降である。2016年に発生した熊本地震の際、本協議会の災害支援対策委員が先遣隊として被災大学を視察し、実態調査を行った。（下図）。



その結果、実習施設の変更などの調整や被災学生への対応、被災教職員の業務継続、大学に避難してきた住民への対応などに課題があることが明らかとなった。それらの課題への対応のひとつに「大学間連携」があり、教育継続支援に向けた大学間（広域含む）の共助体制の必要性が示され、相互支援体制づくりを行った。

2019年度は、JANPU 災害支援対策委員会が中心となり、被災後の教育継続に関するネットワーク案や各大学の防災状況に関する調査が提案された。翌2020年度には、災害発生後の教育継続支援を主目的とする協議会の大学間ネットワークの活動が本格的に開始された。この大学間ネットワークは、被災後の教育継続支援体制の構築を目的としている。

教育継続支援に向けた防災対策および災害発生時の対応と連携体制（全体像）に示す通り、被災時だけでなく、平常時からの取り組みが含まれている。

本協議会のこれまでの取り組みについては、JANPU 公式ウェブサイトの「災害支援：情報と知識の提供」ページを参照されたい。同ページでは、災害支援対策委員会からの案内や活動記録などを公開している。

JANPU「災害支援：情報と知識の提供」



2. 平常時の準備体制

1) 日本看護系大学協議会の災害支援の基本方針

(1) 対応する組織

- 本協議会が行う災害支援は理事会の承認のもとで、災害支援対策委員会が遂行する。
- 理事または理事会で指名された災害支援対策委員会委員長 1 名を置き、若干名の委員会委員とともに委員会規程に基づき平常時の活動を行う。
- 発災時等の必要時は、会員校の災害連携担当教員と連携し、災害状況の把握と支援活動にあたる。

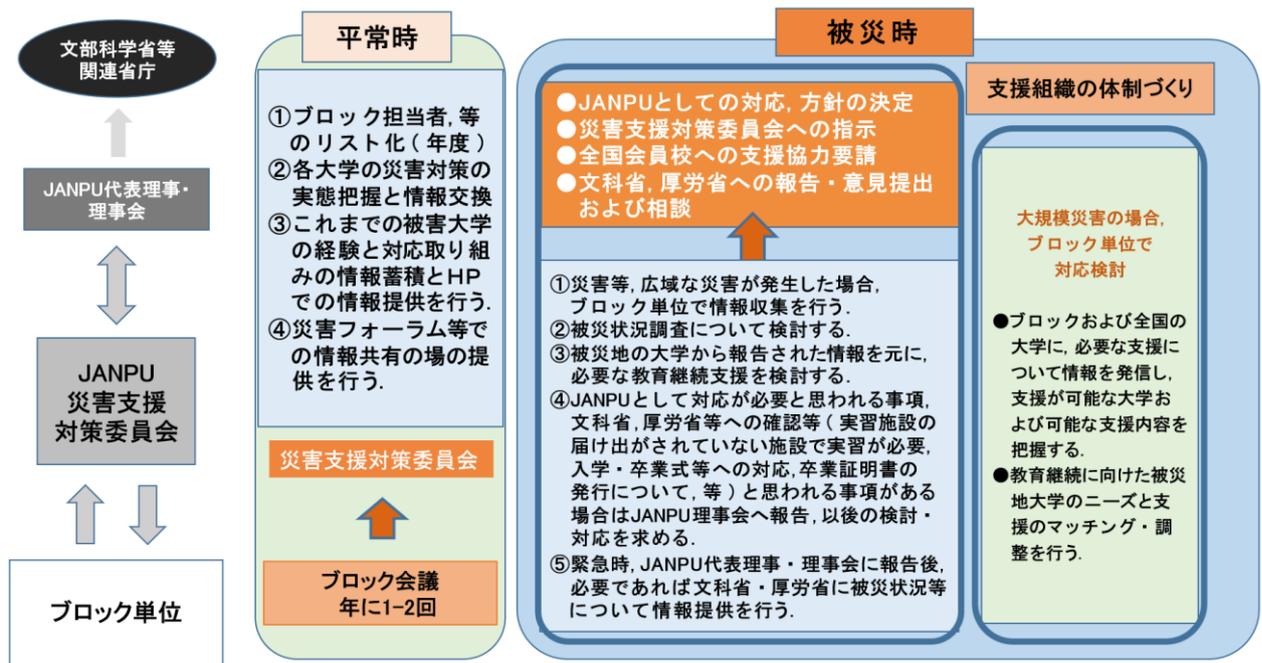
(2) 支援を行う災害の状況

- 本協議会が行う災害支援は、災害によって、会員校が以下のいずれかに該当すると理事会が判断した場合に、具体的な活動を行う。
 - ①非常に大規模な災害により被災した時
 - ②災害によって、看護教育活動に支障をきたしている時
 - ③災害によって、教員や学生の研究活動に支障をきたしている時
 - ④そのほか、理事会が必要と認めた時

2) 各看護系大学が行う災害準備への支援

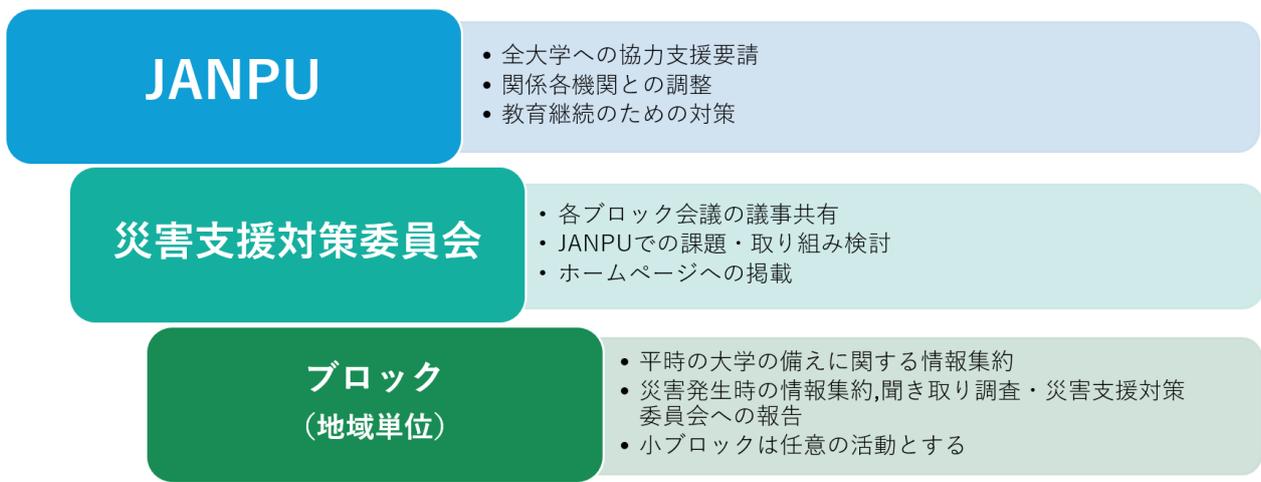
(1) 各大学への防災マニュアル指針の提示と情報提供

- 本協議会が編集した「防災マニュアル指針」を提案し、各大学の事情に応じた防災マニュアルの準備を奨励する。
- 災害や防災に関わる情報を提供する。



教育継続支援に向けた防災対策及び災害発生時の対応と連携体制（全体像）

JANPU 災害大学間連携ネットワークの機能を発揮するため、会員校の連携組織は、全国を7つの「ブロック」を設けるブロック制を導入し、各大学から推薦された災害連携担当教員を中心に連携体制を構築している。2021年以降、各ブロックで定期的な会議が開催され、平時から大学防災に関する課題や取り組みについて意見交換するなど、各大学間の連携ネットワークが進み、大学間連携における相互支援の体制を構築している。



JANPU 災害大学間連携ネットワークの機能：防災・減災のための会員校の連携組織

3. 発災時の対応

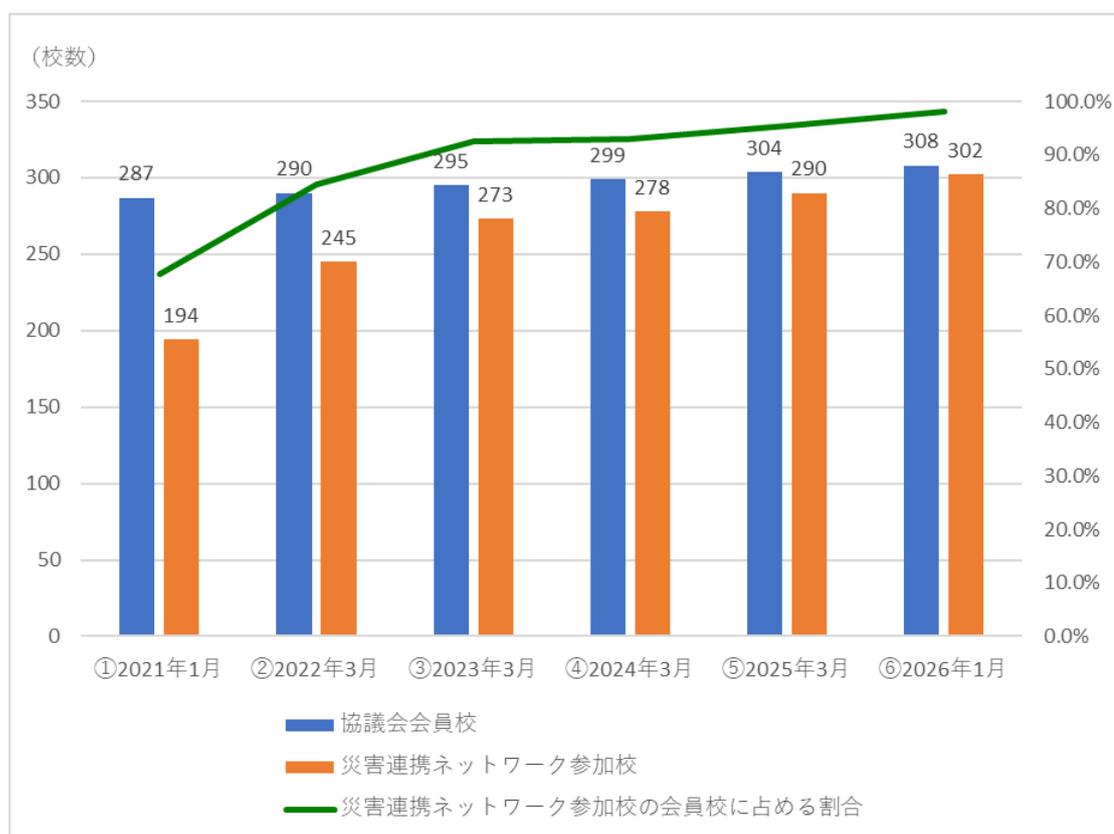
1) 被害状況の把握の方法

速やかに被災状況の確認を行い、支援要求に即時対応する。

(1) 平常時の活動（発災への備え）

本協議会は、災害発生時における会員校の被害状況を把握するため、災害連携担当教員のネットワークを基盤に被害状況調査を実施している。この調査は、各会員校が直面する課題を把握し、必要な教育的支援のニーズを集約することを目的としている。

災害連携担当教員を推薦している災害連携ネットワークへの参加校数は年々上昇しており、2026年1月には、98.1%に達している。

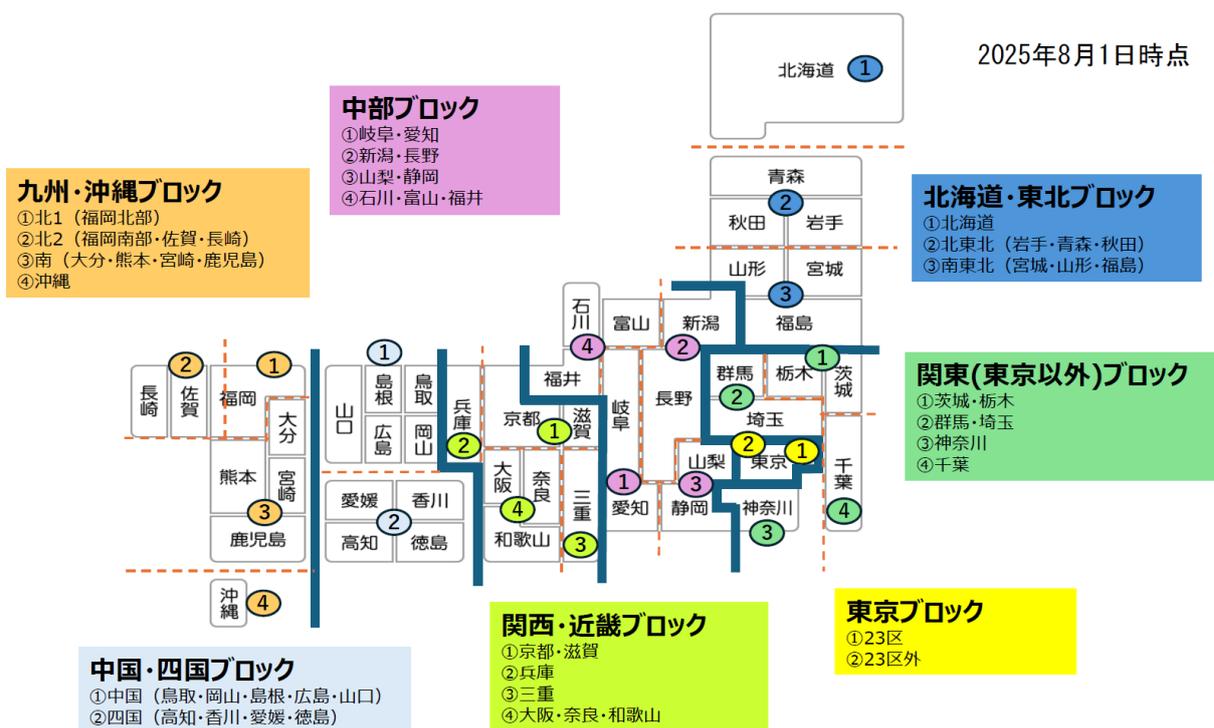


災害連携ネットワークへの参加校

①ブロックについて

7つの「ブロック」の構成は下記の図の通りである（2025年8月時点）。各ブロックは、各大学から推薦された災害連携担当教員で構成されている。なお、ブロックの運営は、災害支援対策委員会の委員が担当している。

2025年8月1日時点



7つのブロック

②ブロック会議による連携

< 平時における連携 >

平時より、各大学の災害対策の実態把握と情報交換、災害対策や備えに関する課題の共有やJANPUへの要望など情報集約を行うブロックの会議を開催する。

連携については、それぞれの大学の事情や目的等により、設置主体や近隣地域などの系統をもとに状況に応じた相手校の選択や連携方法について、平常時より準備する。その際、近隣地域のみでの連携では、同時に被災する可能性もあるためブロック、あるいはブロック間での連携も必要となる。

③ブロック運営の実際（運営の実際など、現在の運用）

各ブロックは、その規模や地域特性に合わせて、会議の形式や頻度を調整しながら効果的な運営を行っている。また、ブロックごとのメーリングリストを活用している。

ブロック運営の例では、2025年度、北海道・東北ブロック（32校）は、年2回、オンラインでブロック全体会議を開催している。この会議では、JANPU 災害支援対策委員会の活動

状況を共有するほか、支援物資の備蓄方法といった具体的な災害対策についても検討している。関西・近畿ブロック（57校）では、年1回の当番校会議（4校）に、自由参加の全体会議を兼ねて開催している。この方式により、広範な参加校間で災害支援対策委員会の活動状況を効率的に共有している。

これらの活動を通じて、各ブロックは地域の実情に応じた顔の見える関係や柔軟な体制を構築している。

（2）災害発生時の活動

災害発生時には、ブロック内、あるいはブロック同士が連携することで、迅速かつ効率的な情報伝達と支援体制が機能する。速やかに被災状況の確認を行い、教育継続支援に向けた支援要求に即時対応する。

<災害発生時の情報収集と支援のプロセス>

①被災地の情報収集

被災地のブロック（大学）担当者は、被害状況や支援ニーズをいち早く把握し、災害発生時の情報収集とブロック担当者への連絡・報告を行う。

（ブロックでの災害発生時の情報収集）

災害発生直後は、被災された地域での情報収集が困難である状況が想定される。そのため各ブロックでは、安否確認を含め、非常時に備えメールやスプレッドシートを利用して情報入力・共有をシステム化しているブロックもある。また、相互の安否確認やサポート担当者、手順を決めているブロックもある。

②情報伝達と調整

収集された情報はブロック内で集約され、被災を免れたブロック内の大学間で必要な支援が調整される。また、集約された情報や調査結果は、災害支援対策委員会へ報告される。

ブロック内で対応しきれない場合は、「JANPU 被災状況調査（迅速版調査表）」の実施を含め、JANPU 全体としての対応方針を検討する。

（「JANPU 被災状況調査（迅速版調査表）」の実施時期）

「JANPU 被災状況調査（迅速版調査表）」は、①および②で集約された情報をもとに実施を検討する。調査の実施は災害発生より2週間程度経過したころを目途に実施する。令和6年能登半島地震のような激甚災害の場合は、地域を限定せず全会員校を対象として調査を実施している。

③必要な教育継続支援を検討

JANPU 被災状況調査結果や被災地の大学から報告された情報をもとに、必要な教育継続支援を検討する。必要時には、会員校の災害連携担当教員と連携し、災害状況の把握と支援活動にあたる。

（支援組織の体制づくり）

- ・ブロック単位で支援が可能な場合：被災地大学のニーズと支援のマッチング・調整を行う。
- ・大規模災害の場合：ブロック単位で対応検討となる。ブロックおよび全国の大学に、必要な支援について情報を発信し、支援が可能な大学および可能な支援内容を把握する。教育継続に向けた被災地大学のニーズと支援のマッチング・調整を行う。

④JANPU として対応が必要と思われる事項への対応

JANPU として対応が必要と思われる事項、具体的には、文部科学省、厚生労働省等への確認等（実習施設の届け出がされていない施設で実習が必要になった場合、入学・卒業式等への対応、卒業証明書の発行について等）と思われる事項がある場合は、JANPU 理事会へ報告、以後の検討・対応を求める。

⑤文部科学省・厚生労働省への情報提供

緊急時、JANPU 代表理事・理事会に報告後、必要であれば文部科学省・厚生労働省に被災状況等について情報提供を行う。

⑥JANPU のホームページへ公開

「JANPU 被災状況調査」の結果や対応については、随時、JANPU のホームページへ公開する。

（参考）令和 6 年能登半島地震に関する JANPU の被害状況把握と対応の経過について、JANPU のホームページに公開している。

JANPU



この階層的な仕組みにより、情報の一元化と、全国のネットワークを活用した効率的な支援が可能となる。

JANPU の災害時大学間連携は、被災した看護系大学の教育継続を目指す全国的な協力ネットワークの基盤である。この仕組みを維持するためには、地域ごとの災害リスクや大学の特性に応じた柔軟な対応が不可欠となる。

JANPU の災害時大学間連携は、単に災害後の対応策を定めるだけでなく、そのプロセスを重視している。例えば、ブロック会議で、各大学が防災対策やBCP（事業継続計画）の策定や見直し等の意見交換を通して、具体的な備えを検討する機会を提供している。このプロセスを通じて、各大学の防災意識が高まり、災害対応能力の向上にもつながる。

これらのネットワークを機能させ続けるためには、平時から各ブロックと JANPU がそれぞれの役割を明確にし、具体的な支援内容と体制を検討し、整えておくことが求められる。この取り組みを発展させ、将来にわたって災害時の教育継続性を確保するために、各会員校同士の協力が不可欠である。

2026年3月

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事 堀内 成子（聖路加国際大学）

「災害支援対策委員会」 委員長 守田 美奈子（日本赤十字看護大学）

竹本 由香里（宮城大学）

千葉 由美（横浜市立大学）

山下 美智代（筑波大学）

内木 美恵（日本赤十字看護大学）

山崎 加代子（敦賀市立看護大学）

西上 あゆみ（藍野大学）

竹崎 久美子（高知県立大学）

松成 裕子（鹿児島大学）

<https://doi.org/10.32283/rep.e4d565e1>